

令和 2 年 6 月 19 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和2年6月19日（金曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

阿部 かほる 委員長

辻 畑 めぐみ 副委員長

西村 勝男 委員

伊藤 博章 委員

小野 幸男 委員

小高 洋 委員

出席議長団（1名）

曾我 ミヨ 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤 光樹

病院事業管理者 福原 賢治

市立病院事務部長 本多 裕之

市立病院事務部次長
兼業務課長
兼経営改革室長 並木 新司

健康福祉部
保険年金課長 長峯 清文

副市長 佐藤 洋生

健康福祉部長 阿部 徳和

健康福祉部次長
兼社会福祉事務所長
兼生活福祉課長 吉岡 一浩

健康福祉部
長寿社会課長 志野 英朗

事務局出席職員氏名

事務局長 武田 光由

議事調査係主査 平山 竜太

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 貴裕

会議に付した事件

- 議案第 4 4 号 塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 5 号 塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 6 号 塩竈市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 7 号 令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例
の一部を改正する条例
- 議案第 4 8 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部
を改正する条例
- 議案第 5 0 号 令和 2 年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 5 1 号 令和 2 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 5 2 号 令和 2 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- 請願第 2 号 国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わ
る均等割の減免制度創設を求める請願

今年度の本委員会の視察調査について

午前10時00分 開会

○阿部委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第44号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」、議案第45号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、議案第46号「塩竈市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、議案第47号「令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第48号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第51号「令和2年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第52号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、並びに、閉会中の継続審査となっております請願第2号「国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願」の9件であります。

これより議事に入ります。

議案第44号ないし第48号、第50号ないし第52号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件でございますが、塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例など、合計8件であります。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りいただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 おはようございます。

まず、長寿社会課から、議案第44号について、ご説明をさせていただきます。

資料番号5番と資料番号10番をご用意いたします。

まず、資料番号5番の13ページをお開きください。

議案第44号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例の改正の理由は、13ページの一番下、提案理由に記載のとおり、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について、ご説明いたします。

資料番号10番に移ります。資料番号10番の45ページをお開きください。

まず、1の概要でございますが、介護保険法施行令、以下、施行令と表現しますが、こちらの一部改正に伴い、低所得者の保険料の減額賦課が拡大されたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、介護保険の第1号被保険者、こちら65歳以上の方々ですが、こちらの保険料につきまして、施行令に基づき、基準額、これは、下の所得段階別介護保険料の比較（参考）の第5段階の、塩竈市の場合、6万8,544円を指しますけれども、こちらの基準額に、第1号被保険者の区分、所得段階に応じて、それぞれの定める割合に乗じて得た額を保険料としております。今回、施行令の一部改正により、所得段階が第1段階から第3段階に該当する方の保険料の軽減幅が拡大されたため、改正を行おうとする案でございます。

今、申し上げました軽減につきまして、分かりやすくしたのが、以下の表の所得段階別介護保険料の比較（参考）の表となります。例えば、最上段の所得段階の第1段階は、現在、第5段階の基準額6万8,544円に0.375を乗じました年額2万5,704円が、改正案では、0.3を乗じる案で年額で2万564円に、現行から5,140円の保険料が軽くなる案です。以下、第2段階は、現行0.625を乗じた年額4万2,840円が、改正案では、0.5を乗じました年額3万4,272円に、8,568円軽減される案で、第3段階も、第2段階と同様の、現行0.725を乗じた年額4万9,695円から、改正案では、0.7を乗じました4万7,981円に、1,714円軽減される案でございます。

次に、3の施行日でございますが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用しようとする案でございます。

なお、この改正案に対応いたします予算につきましては、後ほど、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」及び議案第52号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」で説明をいたします。

最後に、資料No.10に戻らせていただきますが、こちらの資料No.10の44ページ、こちらに条例新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第44号については以上となります。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 それでは、議案第45号及び議案第46号について、関連がございますことから、併せてご説明申し上げます。

資料番号5と資料番号10をご用意いただきたいと思います。

まず、資料番号5の14ページ、15ページ、お開きいただきたいと思います。

議案第45号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」及び議案第46号「塩竈市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

これらの条例改正について、議案第45号については、15ページの一番下、提案理由に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険に加入する被用者に対して、傷病手当金を支給するため、所要の改正を行おうとするものであり、また、議案第46号につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療制度に関する被用者の傷病手当金の申請に関する、市において行う事務の追加を行うため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、資料番号10の49ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の概要でございますが、国からの通知を受けまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等について、国民健康保険条例の一部を改正し、対象者への傷病手当金を支給するものでございます。また、後期高齢者医療につきましては、対象者に傷病手当金を支給するため、市において行う事務の追加を行うものでございます。

2の対象者についてでございますが、傷病手当金は、国民健康保険または後期高齢者医療における被保険者で、給与等の支払いを受けている方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる方に対して、傷病手当金の支給を行う制度となります。

3の実施主体でございますが、国民健康保険については、申請受付、審査、手当金の給付については、保険者である塩竈市が行います。しかし、後期高齢者医療におきましては、審査や給付については、後期高齢者医療広域連合が行うこととなりますが、申請の受付業務のみを塩竈市が担うこととなります。

4の減免の適用期間ですが、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、療養のために

労務に服することが出来ない期間が対象となります。また、支給の対象となる日数につきましては、労務が出来なくなった日から起算して、3日を経過した日から就労を予定していた日までが対象となります。ただし、入院が継続する場合などについては、最長1年半が対象となります。

5の支給額につきましては、直近3か月の給与合計を就労日数で割った額の3分の2が1日当たりの支給額となり、その金額に支給対象となる日数を掛けた額が支給額となります。

6の財政支援措置につきましては、全額が特別調整交付金により支給される見込みですが、国の基準を超えて支給する場合には、その超える額の全額が保険者負担となります。

7の事業費及び財源につきましては、前段でご説明したとおり、所要見込額580万円の全額が国庫負担となります。

8の今後の実施に向けたスケジュールですが、議会での補正予算の承認を受けた後、広報やホームページの周知を行いながら、対象者への支給を予定しております。また、9月末が傷病手当金支給の適用期間の終了の時期となります。

なお、同じ資料の46ページから47ページには、国民健康保険条例一部改正、48ページには、後期高齢者医療に関する条例一部改正の新旧対照表を記載してございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、議案第46号について、ご説明申し上げます。

同じく、資料No.5と資料No.10をご参照いただきたいと思います。

まず、資料No.5の17ページでございます。

議案第47号「令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例改正の理由は、17ページの一番下、提案理由に記載のとおり、令和元年台風第19号による被災者に対し、令和2年度分の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

資料No.10の51ページをお開き願いたいと思います。

令和元年台風第19号に伴う災害により被災した国民健康保険被保険者に対して、国民健康保険税の減免をこれまで行ってきたところでございますが、引き続き、減免期間を延長するものでございます。

2つ目、減免の対象者につきましては、主たる生計維持者の居住する住宅が損傷を受けた世

帯のほか、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯などが対象となります。

3つ目、減免の内容でございますが、①の住宅が損害を受けた世帯については、表にあるとおり、損害の程度により減免割合が異なり、床上浸水の場合には2分の1が減免となります。

また、2の②から⑤に該当する世帯の生計に変化があった場合でございますが、その場合は、前年の所得状況及び被害の程度に応じて、全額から10分の2までの範囲で減免となるものでございます。

4つ目、減免の手続につきましては、令和元年度において、既に減免を受けている方についての申請は必要はないものでございます。

5つ目、減免の延長期間についてでございますが、これまで、令和元年10月12日から令和2年3月31日までの減免を行ってございましたが、今回の延長期間につきましては、令和2年4月1日から令和2年9月30日までとなるものでございます。

なお、財政支援措置につきましては、これまでと同様に、国が示す基準で減免を行った場合につきましては、全額が対象となる予定でございます。

なお、同じ資料の50ページには、新旧対照表を記載してございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、議案第48号についてのご説明でございます。

同じく資料No.5、資料No.10をご参照いただきたいと思います。

資料No.5の18ページ、19ページをご参照いただきたいと思います。

議案第48号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例改正の理由は、19ページにある提案理由に記載のとおり、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難等を行った被災者に対して、令和2年度分の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、減免の内容について、ご説明いたします。

資料No.10の57ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の減免の概要でございますが、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により、本市へ転入してきた国民健康保険に加入された被災者である被保険者の国民健康保険税を、平成22年度から令和元年度分まで減免を行ってまいりましたが、令和2年度分についても、引き続き減免を行おうとするものでございます。

2の減免対象者についてでございますが、原子力災害対策本部長の指示の対象とされた、帰還困難区域等に居住していたため、避難を行った世帯のうち、①と②に該当する方が対象となります。

3の減免の対象となる保険税額でございますが、(1)のとおり、令和2年度までの保険税が対象となりますが、旧居住制限区域等から避難を行った上位所得者の世帯につきましては、4月から9月分までに該当する月割算定額となります。

また、(2)のとおり、令和元年度分及び令和2年度分の保険税につきましては、納期が令和2年3月31日までの間に設定されているものが、新たに対象となるものでございます。

4の減免の手続きでございますが、これまでに、令和元年度分の減免を受けている場合には、特に申請を行わなくても減免を適用させていただきますが、今後、新たに転入される場合などについては、その転入手続の中で対応させていただくことになります。

5のその他といたしまして、国からの財政支援でございますが、国が示す基準で減免を行った場合には、国民健康保険災害臨時特例補助金などの対象となり、減免費用の全額が国によって支援される予定となっております。

なお、同じ資料の52ページから56ページには、新旧対照表を記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第45号から第48号については以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、生活福祉課から、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課が所管いたします災害救助費の災害援護資金貸付事業について、ご説明いたします。

説明の都合上、歳出予算から説明したいと思います。

資料No.9、令和2年度一般会計補正予算説明書をご準備願います。

こちらの9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。

第3款民生費第4項災害救助費第1目災害救助費に、補正額170万円、災害援護資金貸付金として計上しております。また、財源といたしまして、補正額の財源内訳に記載のとおり、地方債といたしまして170万円を計上しております。

次に、事業内容を説明いたしますので、恐れ入ります、資料No.10、第2回塩竈市議会定例会

議案資料、資料No.10の115ページをお開き願います。

1番、概要でございます。

東日本大震災で被災された方に対しまして、平成23年7月から、この災害援護資金の貸付事業を行ってきたものですが、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正によりまして、申請期限が、令和3年3月31日まで1年間延長されたことに伴うものでございます。

2番、制度の内容でございます。

(1)の貸付対象から(6)貸付原資までにつきましては、これまでと同様の内容となっております。

(7)の申請期限につきましては、先ほど申し上げたとおり、1年間延長となりまして、令和3年3月31日までとなったものでございます。

3番、事業費及び財源内訳でございます。

事業費170万円、財源といたしまして、同額170万円を地方債、災害援護資金貸付金とするもので、制度の内容の(6)のとおり、この原資につきましては、国が3分の2、県が3分の1となっております。

なお、事業費につきましては、住居の半壊1件を想定しております。昨年も同様の補正をお認めいただいておりますが、昨年と同様の想定でございます。

次に、歳入について、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.9の5ページ、6ページをお開き願います。

第22款市債第1項市債第9目民生債第1節災害援護資金貸付金に170万円を計上しております。

恐れ入ります。資料No.8の4ページをお開き願いたいと思います。

こちらに、第3表地方債補正の最下段にも同額の記載をしております。

生活福祉課からは以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 続きまして、長寿社会課から、同じく、議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、長寿社会課に関わる部分のご説明をいたします。

本補正予算につきましては、先ほど、議案第44号で提案いたしました「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」に伴うものでございまして、軽減される介護保険料を全額補填する

という内容でございます。

では、説明の都合上、歳出から説明をさせていただきます。

資料番号9番の9ページないし10ページをお開きください。

こちらの第3款民生費第1項社会福祉費第5目介護保険費第27節繰出金につきまして、3,140万4,000円を計上しております。この計上分の財源は、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担するもので、次に、その財源となります歳入のご説明をいたします。

同じく、資料番号9の3ページないし4ページをお開きください。

歳入の第15款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金第1節社会福祉費負担金の金額の欄にありますとおり、1,570万2,000円を計上しております。

次に、その下、第16款県支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金第4節社会福祉費負担金の金額欄にありますとおり、785万1,000円を計上しております。

議案第50号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」の長寿社会課に関わる部分は以上となります。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 それでは、議案第51号について、ご説明申し上げます。

関連資料は、資料No.8と資料No.9、こちらを使用させていただきます。説明に関しましては、資料No.9の補正予算説明書でご説明させていただきたいと思っております。

資料の19ページ、20ページ目をお開き願いたいと思っております。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

こちらの補正予算につきましては、議案第45号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」に係る新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に関する傷病手当金の支給に関する事業費として、580万円を追加補正し、補正後の事業費を58億2,740万円とするものでございます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきたいと思っております。

同じ資料の23ページ、24ページ目をお開き願います。

傷病手当金の支給についての事業費、歳出につきましては、第2款保険給付費第6項第1目傷病手当金費の第18節負担金補助及び交付金の説明欄にございます傷病手当金がこれに当たります。事業費が580万円の内訳につきましては、先ほど、議案第45号でご説明申し上げましたが、国民健康保険に加入する被保険者で、給与の支払いを受けている方のうち、新型コロ

ナウイルス感染症に感染した方または感染が疑われる方に対して、傷病手当金を支給するものでございます。対象の方の試算といたしましては、18歳から65歳までの方で、一定の給与収入のある方、約2,100人のうち、傷病手当金の支給対象となる方を3%程度と見込み、対象者の試算を行ったものでございます。

歳入につきましては、同じ資料の21ページ、22ページをご覧いただきたいと思ひます。

こちらの第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金の第2節特別交付金がこれに当たります。先ほどご説明いたしました傷病手当金580万円の全額が、特別交付金の対象となります。

議案第51号「令和2年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」につきましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 では、続きまして、議案第52号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」について、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、引き続き、9番をご用意願ひます。

資料番号9番の25ページないし26ページをお開きください。

こちらの総括をご覧いただきたいと思ひます。

先ほど、議案第44号で提案いたしました「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」に伴ひます保険料の軽減と、軽減分を全額繰入れで補填する財源構成の変更案でございますので、歳入歳出合計額は変わらず、補正前後とも56億6,559万7,000円とするものでございます。

では、まず、説明の都合上、歳出から説明をさせていただきます。

同じ資料の29ページないし30ページをお開きください。

第2款介護給付費第1項介護サービス等諸費第1目居宅介護サービス等給付費の補正額の財源内訳をご覧ください。後ほど、歳入でご説明いたしますが、保険料を財源とするその他が3,140万4,000円の減、低所得者軽減負担分として、一般会計からの繰入れ分の一般財源が3,140万4,000円の増で、この款項目及び歳出合計の財源変更のみとなり、合計欄の増減はなしということになります。

次に、歳入のご説明をいたします。

同じ資料番号9番の、27ページないし28ページをお開きください。

介護保険事業特別会計保険事業勘定分の歳入、第1款保険料第1項介護保険料第1目第1号

被保険者保険料第1節現年度保険料につきまして、議案第44号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」でご説明いたしました内容のと通りの保険料の軽減に伴いまして、3,140万4,000円の減、一方で、同じページの下、第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金第5節低所得者保険料軽減負担金で、保険料減額と同額の3,140万4,000円を増とする歳入額の変更となります。この額は、先ほど、議案第50号でご説明いたしました一般会計からの歳出からの繰出額と同額となるものでございます。

したがいまして、本特別会計は財源変更のみで、歳入歳出ともに合計額の変更はなく、56億6,970万円のままとなります。

議案第52号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については以上となります。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○阿部委員長 ご苦労さまでした。

これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。小高委員。

○小高委員 それでは、何点か伺わせていただきます。

主に、資料No.10を使いましてお伺いをしたいと思います。

ページ番号でいきますと、51ページ。

まず、ちょっと数字の確認だけだったんですが、この台風の関係での減免に関する部分ということで、対象数をまず教えていただきたいと思います。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきます。

令和元年台風第19号の被災されました方の保険税減免の対象者数というふうなことでございましたが、こちら保険税でございますので、世帯当たりの減免ということでございまして、対象者が18世帯ということでございます。以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。以前も、たしかご説明いただいていたかと思ったんですが、ちょっと確認までさせていただきました。

続きまして、119ページ、災害援護資金貸付事業について、お伺いをいたします。

まず、こちらも同様に、累計といえますか、貸付件数並びに金額、あと、可能であれば、償

還済額、その割合の辺りまで、もし、お分かりになりますれば教えていただきたいと思いません。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 災害援護資金の貸付け状況ということだと思います。平成23年度から昨年度、令和元年度末までということで答えさせていただきます。

件数で649件、金額にして9億3,617万9,000円を貸し付けております。このうち、償還されたものにつきましては、こちらも令和元年度末の現在ということでいきますと、件数にしまして366件、一部償還というのも入りますので、それを含めまして366件、金額にしまして1億6,379万2,000円でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。やはり、これまでも幾度か申し上げてまいりましたが、やはりこの返済になかなか苦労されておられるという状況が、やはりあるようでございまして、そういった中で、この償還済額というものが、なかなか増えてこないという状況もあるのかなというふうに思っております。

それで、この間、国の関係等々、ちょっと話もしてきたんですが、何ていうんですか、例えば、月払いということが出来たとしても、なかなかそれでも苦しいという中で、償還の猶予と申しますか、そういった部分も、一定、認められるようにはなってきたのかなというふうに思っておりましたが、本市において、そういったケースがあったのかどうか、その点について、伺いたします。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 お答えいたします。

これまで、本市におきましても、分割ということで、例えば、1年分の償還金額を12等分して月ごととかというようなご相談をさせていただいたりとか、あとは、状況に応じまして、償還遅れますよというようなことを相談をしながら、では、次の年でもというような、そういった、細かいような相談はさせていただいております。

あと、中には、やはり借りた方のご家族とか、そういった方も全ていろいろご相談さしあげて、その中でも、やっぱり返せる人がいないという場合については、その場合についてはもう、言葉を簡単にすると、免除というような形でというのもございます。ちょっと、件数に

つきましては、すみません、今、手元にはないものですから。以上のような対応をしております。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。阪神淡路大震災の際の教訓等も踏まえまして、様々対応出来るようになってきておりますので、ぜひ、寄り添った対応といたしますか、そういった部分については、お願いをしておきたいと思えます。

それでは、最後の部分ですが、国保の傷病手当の関係で、何点かお伺いしたいと思います。

資料でいいますと、49ページのところになるかと思えます。

それで、様々、新しい試みですので、なかなか分かりにくいといえますか、どうするんだろうなというところが何点かあったんですが、その対象要件について、少し整理をしたかったんですが、明確に感染された方ということであれば、分かりやすいなというふうに思ったんですが、明確に感染された方ということであれば、分かりやすいなというふうに思ったんですが、一方で、発熱等の症状があつて、感染症の感染が疑われるということが一つの対象要件としてなっているわけなんです、その判断というのをどのようにされるのか、難しいお伺いかと思うんですが、教えていただければと思えます。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に感染した方に対する傷病手当金の支給の対象の方でございますが、こちらの対象に関しましては、先ほどご説明申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した方だけでなく、発熱等の症状があり感染の疑いがある方、こちらも対象となるものでございます。

こちらの基準でございましたが、国からQ&Aが出てございます。このQ&Aに関しまして、当初は、一般的な風邪の症状だとか、あるいは、37.5度以上の発熱が4日以上続いているというふうな基準がございましたが、こちら途中で変更になってございます。具体的には、見直されまして、息苦しさ、呼吸困難だとか、あるいは、強いだるさ、倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは、重症化しやすい方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合、上記以外の方で、発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続く場合、このいずれかに該当する方が対象となるというものでございます。あわせまして、こちらの症状だけではなくて、対象となる要因といたしましては、この傷病のために仕事が出来なかった方、お給料の支給がない、あるいは、一部の支給がなかった方、そういった方が対

象となるものでございます。よろしく申し上げます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。そういったところを掘り下げていくと、この場合はどうなんでしょうというようなケースが幾つか出てくるのではないかなというふうに思いますが、ちょっと具体的に聞いたお話で、どうなんだろうということもありましたので、ちょっとこまいことなんです、何点かお伺いしたいと思います。

それで、そのコロナの感染の疑いということで、例えば、先ほど症状の部分について、いろいろお話をお伺いいたしました、一方で、傷病手当の受給に関しましては、これまでのどうか、一般的な考え方からいいますと、いわゆる医療機関の証明というものが、一定、必要になってくるということがあったかと思うんですが、ただ、一方で、今回のコロナウイルスの関係でいいますと、まず、発熱のある患者さんが受診出来ないというようなケースがあったりだとか、そういった中で、自主的に、熱が続いているので、仕事を休まなければいけなかったと、そういったケースについて、その証明をどのように判断するのかということがいわれたわけでありましたが、その辺りについては、どのように捉えておりますでしょうか。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらの証明に関しましては、小高委員のご説明があったとおりに、病院の、医療機関の先生からご証明を頂くことになるかと思えます。ただ、そういったものが頂けなかった場合、そういった方が出た場合に関しましては、その事業所などからの聞き取りだとか、そういったものを含めながら、総合的に判断することになるのかなというふうに捉えてございます。以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。必ずしもということではないということで、受け止めたいと思います。

それで、またちょっとこまい話になってくるんですが、様々なお立場の方が、国民健康保険という中で、こういった制度どうするかということを考えていくかと思うんですけれども、1つには、いわゆる家族専従者の方について、どのような取扱いとなるか、お聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらの該当者でございますが、基本的には、給与を支給受けている方、被用者の方というふうなことでございましたが、こちら、Q&Aに関しましては、その家族の専従の方も対象となるということで示されているところでございます。以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

それで、次、ちょっと、なかなか各自治体での判断ということになるようなお話かなというふうにも思うんですが、いわゆる個人事業主、あるいは、フリーランスというところについての考え方だったんですけども、その点についてのお考えはございますでしょうか。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 国から示されておりますQ&Aの中でございましたが、こちらに関しましては、国から財政支援の基準が示されてございます。この中に関しましては、あくまでも給与を受けてお仕事されている方、被用者の方というふうなことでのお断りがあるものでございます。なもんですから、個人事業主の、いわゆる経営者、社長さんの方とかに関しましては、該当にならないというふうな状況でございます。以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

それで、この件につきましては、他の市町村等からも、ちょっといろいろ情報集めたりなんかしてみたんですけども、1つには、フリーランスの方につきまして、なかなかフリーランスといいましても、なかなかいろんな契約形態といいますか、そういった多様化している中で、例えば、発注元から給与所得みたいな形、あるいは、報酬のような形で支払いを受けておる場合というものについては、支給の対象になるというようなことでの、他の市町村では、そういった判断もあったようでございます。

それで、もう一点、個人事業主というところに関しましては、確かに、国の財源としては出てこないというようなことがあったわけなんですけども、ちょっと政策判断ということにはなるのかも分かりませんが、支払いそのもの、給付そのものを認めていないわけではないということで、今回のこの、何ていいますか、傷病手当金の関係、コロナ限定と言ってしまうとあれなんですけども、一定、その費用負担もそれほど大きくはならないだろうという判断もありますので、その辺りについて、一定の検討が必要ではないかなというふうに思っております。

ます。ここで、いかがでしょうかというふうにお聞きするのは、なかなか難しいかと思うんですが、ちょっとその辺り、周辺自治体等々調べていただきながら、今後、ちょっとご検討いただきたいかなというふうに思っております。中身については、ここまでといたします。

それで、傷病手当金の適用期間終了ということで、9月ということになってございますが、その場合の申請の締切りは、大体いつ頃になりますでしょうか。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらも、資料で、適用期間が9月末までというようなことでお示しさせてもらってございますが、申請に関しましても、なるべくその辺り、柔軟に対応させていただければというふうに考えてございます。

こちらに関しましては、支給の期間でございますが、適用の期間としては、9月末までの期間でございましたが、入院だとか、そういったもので長引いて、重症化した場合に関しましては、通常の社会保険なんかと同じように、傷病手当の期間が、最長で1年半というふうなことで設定をさせてもらってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。その辺、ちょっと柔軟な対応をお願いしておきたいと思ひます。

それで、最後、ちょっと聞き忘れてしまったので、最後に1点だけお聞きをいたします。

それで、先ほど、医療機関が受診出来なかった場合ということでお伺いをいたしまして、その点については、事業者の、一定、休んでいましたよということを証明していただくような書類だとか、そういった部分を総合的に判断していくということで、ご説明いただきましたけれども、基本的には、医療機関から証明する書類を頂いてということが基本となっていくのかなというふうに思っております。その際に、その書類の取得に関しまして、申請書類の中身というんですか、その中身を様々見させていただきますと、例えば、本人記入の部分があつて、今度、事業主さん、雇用主さんが記入する申請書があつて、あとは、恐らく給与の内訳ですとか、そういった部分。そして、医療機関の記入書類というふうになるわけなんですけど、例えば、診断書のようなものをイメージしますと、やはり一定の金額がかかってしまうということで、例えば、傷病手当の1日分ぐらいなくなっちゃうような、そういった金額になってくるかなというふうに思うんですが、そういった中身について、例えば、領収書ですとか、診療明細書なんかは診療した際に頂けるかと思うんですが、そういったもので代用

出来るのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 今、委員からご質疑あった内容につきましては、診断書料ということなんでしょうか。（「そうです」の声あり）今現在、本市では、診断書料ということでは、その分は、何ていうのか、行政のほうから見るといった想定はしてはいないのですが、こちらのほうに、医療機関から、コロナウイルスの疑いがあるというふうなことで療養していたというふうなことでございますが、なかなか、私も医療の専門家でないものですから、医療機関からの証明がないとなかなか難しいと、判断が出来ないという部分がございますし、なおのこと、発症した日から3日を経過した後、4日目以降から対象になるというふうなことで、そちらの日数の関係なんかも証明がございますので、こちらの内容に関しましては、この規定の様式を使いながら申請をいただくというふうな格好になるかと思えます。以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ごめんなさい。私の聞き方がまずかったんだと思うんですが、診断書料に関して支給をしてくれということではなくて、その分がどうしてもかかってしまうので、そういったことであれば、医療機関の証明といっても、明確にコロナですという証明が出てくるわけではないので、そういったところを踏まえますと、例えば、通常どおり医療機関を、通常どおりといいますか、医療機関を受診した際の領収書、あるいは、その際にこういった診療を行ったという明細書が、基本的には、一般に医療機関受診した場合に頂けるものだと思うんです。そういったものを添付した上で、例えば、事業主さんから、この期間休んだよという証明なんかがあると、考え方としては、感染が疑われるものという中で、実際に症状があった方という判断が出来るのではないかというふうに思いますので、ちょっと、その辺りの考え方、今、お聞きをしたところです。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 医療機関には受診をされたという証明には、確かに、領収書などでなるのかなというふうには考えてございますが、こちらの支給額を算定する場合に、発症の日にち、そこが、起点がどこなのかというところを確認されないと、なかなかその判断が難しいというふうなことでございます。なもんですから、こちらで、いつが発症で、いつからもうお休みをして、いつまでその治療が必要で、仕事に行けなかったかと。その期間を

確定するためには、やはり既定の様式をお使いいただくしかないのかなというふうに、現在のところは考えてございます。以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。というのも、なかなか難しい話かなというふうには思うんですが、例えば、お聞きした話ですと、仙台市さんなんかでは、その領収書、あるいは、明細書で代用出来るというふうにされていることもあるようですので、ちょっとその辺り、調べていただいた上で、一定、ご検討いただければいいかなというふうに思います。

私から以上で終わります。

○阿部委員長 そのほかございませんか。小野委員。

○小野委員 若干だけ、今、触れなかった部分のところ。

資料No.10の45ページの介護保険条例の一部改正についてですけれども、第1段階から第3段階までですけれども、対象者数ってどれくらいいるもんなんですか。高齢化率のその辺りにも関わってくると思うんですけれども。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今回の軽減対象となる方、第1段階から第3段階までですけれども、試算ですので、実数は、これから本賦課が始まりますけれども、おおむね3分の1程度の方々を対象になるかと思えます。人数からすると、約6,000名程度が対象になるのではないかなというふうに推定して、試算しているところでございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。これあれでしょう、消費税10%になったあれで、高齢者の部分と子育ての部分に、その分あてがっていくという、その一部のことで、こういうふうなことがなっているかと捉えてよろしいのでしょうか。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まさに、ご指摘のとおりでございまして、ただ、消費税は、昨年の途中からという、10月から消費税が増税されたということで、この軽減に至るまで、それで二段階になってしまったと。去年も、6月定例会でお認めいただいた、全く同じ率で下げさせていただいておりますが、そういった経緯がありまして、昨年度も同率で下げさせていただいて、今年度は、最初からもう消費税が10%になっているということで、また、こういった形で、同率で値下げ、値下げといいますが、軽減をさせていただいたという経緯がご

ございます。まさに、ご指摘の消費税の関わる部分で、このような対応を取らせていただいているというところがございます。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。消費税上げた分、きちんと反映されているということだと思います。

じゃあ、もう一点だけ、115ページの災害援護資金貸付事業ですけれども、先ほども、貸しているのが649件、償還が366件ということがあったわけですけれども、返せる、返せない、いろんな借り方や状況が出てきていると思いますけれども、そういった状況というのは、ある程度、状況把握というのは出来ているのかどうか。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 災害援護資金を借りている方の状況です。私どもで、担当者及び専門の相談員も置きまして、こちらから、今年の分の償還ですよというお知らせをすると、やはりそういった、苦しくて返せないんですという相談もありますので、そういったものを一件一件、電話や、直接、窓口に来られる方もいらっしゃいますので、その辺で、分割でとか、あとは、先ほど申し上げたように、ちょっと、少し遅らせてとかという相談は、一件一件きめ細かくさせていただいておりますし、状況も把握しております。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。

あと、全く音沙汰ないというか、連絡取れないというような部分は、どういう状況なんでしょうか。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 全く連絡、返還もなく、償還もなく、連絡もないという方につきましては、こちらから、ちょっと今は、今現在は、コロナの状況とかもありますので、状況を見てからになります。休日とか、あと、夜間にお電話さしあげたり、あとは、その次の段階としては、訪問したりというようなことで、対応を考えております。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。まず、そういう方、存在しているというか、きちんと生活をしてい

るという方なんですよね。分かりました。いろんな状況等出てくるとは思いますけれども、連絡が取れて、本当に窓口に来て相談にいらっしゃったり、そういう、もう自ら意思をとるか、示している方については、しっかりと寄り添って、その方が、支払いが本当に楽にというか、生活に影響出ないような、そういった対策というか、そういったことをしていただいて、今後とも、まず、よろしく願いをしたいと思います。以上でございます。

○阿部委員長 そのほかございませんか。辻畑委員。

○辻畑委員 資料No.10の45ページの、今、小野委員が質疑された続きといたしましょうか、それと、資料の9番の27ページ、保険料が3,000万円下がっていますが、これは、この低所得者の保険料の減額という措置なのでしょうか、全て。

それから、繰入れということがありましたが、その繰入れ、一般財源からの繰入れということではありますが、それは、国からの何か措置とか入ったか、ちょっと、聞き漏らしたかもしれせん。教えてください。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、資料番号9番の28ページにあります保険料の減額分につきましてですが、これは、まさに、条例で、今回提案させていただきました軽減幅に則して試算した結果ですので、全てご指摘の内容どおりの減額というふうになっております。

それと、これに係る国の部分につきましてですけれども、歳入の部分につきましては、国からも歳入がございまして、この軽減額の2分の1が国の負担、さらに、4分の1は県負担ということで対応させていただいているところでございます。先ほど、特別会計の部分でも、その部分についてはありませんでしたが、一般会計の説明の部分で、その部分触れさせていただいておりましたので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

○阿部委員長 よろしいですか。

○辻畑委員 はい。

○阿部委員長 そのほかございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 資料No.10の49ページ、ちょっと教えてほしいんですけども、要は、傷病手当、コロナに感染した方に対して、傷病手当をお支払いするという話だと思っただけですけども、予算組みがされているんですけども、これは何、これは、もちろん、国民健康保険特別調整交付金

が県から入っているという枠までは分かるんだけど、予算組みするという事は、対象者がいるということで、ここで判断していいの。それがちょっと理解出来ない、この中身見ていると。要は、さきの説明では、国から、要は、市町村に対して、検討するよう通知があったというだけしか書いていないのに、検討した結果、何か予算組むよと。ということは、対象となる、支給の対象となる方が塩竈市にいるということなのかどうか、それはちゃんと説明してもらわないと、えっ、いたの、みたいな話になっちゃうんで、ちょっとそこだけひとつお願いしたいと思います。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちら、議案第45号、傷病手当金に関する費用の部分でございます。こちらで試算をさせてもらった部分でございましたが、塩竈市の市民の方、住民の方としては、対象として、今現在、発症している方はいらっしゃらないというふうな状況でございます。

ただ、こちらの制度の中身からすると、疑われる方、例えば、コロナのPCR検査なんかをして確定をした方だけではなくて、休んだけれども疑われる方がいた場合には、その対象になり得る可能性がございますというふうなことで、こちらに試算をさせていただいてございました。

こちら、ほかの県内の市町村、あるいは、後期高齢者医療広域連合なんかでも、試算に関しては、大分苦慮して、その試算を行って、それこそ、この件に関しては、大分ばらばらな根拠になっているようでございます。現在、本市で試算を行って、先日も、国の抗体検査の結果が出されておまして、その中でも0.03%の抗体の陽性反応というふうなことで、大分低い状況ではございましたが、本市でもなかなか、その疑われる方というところが、なかなか試算が出来ないところでございまして、その辺りに関しては、それを上回る、少し大きめの数字をもって試算をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○阿部委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ちょっと、これ注意しないと、この新型コロナに関する問題というのは、みんな原因が分からない、どこにウイルスがあるのか分からないという不安の中にいるんだよね、世界中。そういう中で、予算組みだけこうやって出てきてしまうと、その前段の説明がなくて、今、説明したような、そこはやっぱり注意してやっていかないと、不安をあおるだけになってしまうから、今後、資料の作り方をお気をつけください。また、私どもに対する説明も、

しっかりと説明いただきますように。これ、全部見たんだけど、事前説明から何から全部見たんだけど、一切そういう部分はなく、制度上の話しかないもんだから、これはちょっと注意しないと、危険なことです。そこだけお願いします。以上です。

○阿部委員長 よろしいですか。

○伊藤委員 はい。

○阿部委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。ほかにご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。(「なし」の声あり)

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号ないし第48号、第50号ないし第52号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○阿部委員長 挙手全員であります。よって、議案第44号ないし第48号、第50号ないし第52号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

○阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第2号「国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願」を議題といたします。

本請願については、令和元年12月9日に付託され、令和元年12月12日及び令和2年2月27日に開催された本委員会において、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定いたしております。また、請願者と意見交換等を行うため、本委員会として、令和2年4月23日に一般会議を開催すべく、令和2年3月19日付で、私から議長宛てに塩竈市議会一般会議申出書を提出したところであります。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染防止の観点から、令和2年4月21日に開催した本委員会において、令和2年4月23日に開催しようとしていた一般会議の申出書については、一旦取下げの処理を行った後、改めて、私から議長へ塩竈市議会一般会議申出書を提出することとし、申出書の提出の際に、民生常任委員会により開催したい旨を申し添えることに決定いたしましたところであります。

これらのことを踏まえ、質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。小野委員。

○小野委員 今、委員長から、これまでの経緯、お話がございましたけれども、一般会議というお話で、意見を聞くということになっておりましたが、コロナ関係で延期ということになったわけですので、やっぱり、そのまま何もしないでどうだこうだと言うよりも、しっかりと、前回も相手方に言っているわけですので、そういったことで、継続としてしっかり意見交換をして、あとは、皆さんで勉強して、結果を出していけばいいのではないかと思いますので、継続でお願いをしたいと思っております。

○阿部委員長 そのほかご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時03分 再開

○阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

請願第2号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査について、お諮りをいたします。

請願第2号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手全員であります。よって、請願第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時07分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

「今年度の本委員会の視察調査について」を議題といたします。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、長距離移動が自粛されていることや、本市の各種新型コロナウイルス感染症対策等の費用へ捻出することを目的として、今年度の本委員会の旅費を伴う視察調査については行わないこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

本日の会議終了後、正副委員長より議長に、今年度の本委員会の旅費を伴う視察調査は行わない旨を申入れを行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午前11時08分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 阿部 かほる